

玄海原子力発電所 1 号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六一 2
提出年月日	令和元年 10 月 28 日

## 玄海原子力発電所 1 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、  
維持管理対象設備の  
選定結果について

令和元年 10 月  
九州電力株式会社



玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設	解体対象施設	供用号	判定	添付書類六に記載の設備	備考
施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	内 訳	内 訳	内 訳	判定	添付書類六に記載の設備	備考	
計測制御系統施設	計装	核計装	核計装	核計装	1	×		
		その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	1	×		
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	1	×		
		その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	1	×		
		制御材	制御材	制御材	1	×		
		制御材電動設備	制御材電動設備	制御材電動設備	1	×		
		1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1	×		
		加圧制御設備	加圧制御設備	加圧制御設備	1	×		
		ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1, 2	×		
		ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	ガス減衰タンク	1, 2	×		
液体廃棄物の廃棄設備	核廃液処理系	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	1	○	原子炉補助建屋排気筒	設置許可本文
		ほう風回収系	ほう風回収系	ほう風回収系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	1	○		
		冷却材ドレンタンク	冷却材ドレンタンク	冷却材ドレンタンク	1	○		
		補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	補助建屋冷却材ドレンタンク	1	○		
		補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	補助建屋機器ドレンタンク	1	○		
		補助建屋サブタンク	補助建屋サブタンク	補助建屋サブタンク	1	○		
		特納容器サブ	特納容器サブ	特納容器サブ	1	○		
		白製品ドレンタンク	白製品ドレンタンク	白製品ドレンタンク	1, 2	△		
放射性廃棄物の 廃棄施設	核廃液処理系	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	廃液貯蔵タンク	1, 2	△		
		貯蔵塔 (廃液滞留水貯蔵塔)	貯蔵塔 (廃液滞留水貯蔵塔)	貯蔵塔 (廃液滞留水貯蔵塔)	1, 2	△		
		廃液蒸留タンク	廃液蒸留タンク	廃液蒸留タンク	1, 2	△		
		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1, 2	△		
		濃縮液/パッチタンク	濃縮液/パッチタンク	濃縮液/パッチタンク	1, 2	△		
		α製品ドレンタンク	α製品ドレンタンク	α製品ドレンタンク	1, 2	△		
		洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水モニタタンク	洗浄排水モニタタンク	洗浄排水モニタタンク	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水過剰液タンク	洗浄排水過剰液タンク	洗浄排水過剰液タンク	1, 2, 3, 4	—		
固体廃棄物の廃棄設備	核廃液処理系	洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	1, 2, 3, 4	—		
		復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	復水器冷却水放水口	1, 2, 3, 4	—		
		濃縮液/パッチタンク	濃縮液/パッチタンク	濃縮液/パッチタンク	1, 2, 3, 4	—		
		α製品ドレンタンク	α製品ドレンタンク	α製品ドレンタンク	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	洗浄排水タンク	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	洗浄排水処理装置	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水モニタタンク	洗浄排水モニタタンク	洗浄排水モニタタンク	1, 2, 3, 4	—		
		洗浄排水過剰液タンク	洗浄排水過剰液タンク	洗浄排水過剰液タンク	1, 2, 3, 4	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		
固体廃棄物の廃棄設備	核廃液処理系	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2	△		
		使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	使用済樹脂貯蔵タンク	1, 2, 3, 4	—		

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備と保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全基準上必要な設備(照明設備、補機冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加  
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のため空気の浄化が必要な場合並びに放射性シールドの放射線遮蔽の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加  
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防煙設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加



# 玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	設備等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考		
		内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1	○	原子炉格納容器	設置許可本文			
		原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	1	×	—	—	—		
	その他の主要な事項	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器給気ファン	設置許可本文		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器給気ユニット	設置許可添付八		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器排気ファン	設置許可本文		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器排気ユニット	設置許可本文		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器排気ユニット	設置許可本文		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	原子炉格納容器排気筒	設置許可添付八		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	×	—	—	—	
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	×	—	—	—	
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1, 2	×	受電系統	設置許可本文		
			原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1, 2, 3, 4	—	受電系統	—	—	
原子炉の付随施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	1	○	ディーゼル発電機	設置許可本文			
		蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	1	○	蓄電池	設置許可本文			
		原子炉補助冷却海水設備	—	—	—	1	○	海水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水設備	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却熱交換器	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		原子炉補助冷却水ポンプ	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2		
		その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	1	○	タービン建屋	設置許可添付八	
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
タービン建屋	タービン建屋			タービン建屋	タービン建屋	1, 2	×	—	—	—		
発電所補助施設	消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
		消火設備	消火設備	消火設備	消火設備	1	○	消火設備	設置許可添付八			
照明設備	非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			
		非常用照明	非常用照明	非常用照明	非常用照明	1	○	非常用照明	設置許可添付八			

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全基準上必要な設備(照明設備、補助冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加  
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の安全管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、核燃料業務従事者の被ばく低減のため空気の浄化が必要な場合並びに放射性じんが発生する可能性がある区域で原子炉施設外への排出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加  
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加